

II 体育・スポーツ活動の事故防止

1 国及び本県の通知・通達

(1) 冬期におけるスキー・スケート・登山等の事故防止について

(昭和33年12月4日文体運169 文部事務次官)

標記のことにつきましては、スキー・スケート・冬山登山等のシーズンを迎え、その指導に万全を期しておられることと思いますが、近年におけるこれらのスポーツの飛躍的な普及に伴い、今冬においては従来よりいっそう事故の発生が予想されます。

つきましては、別記事項および別添参考資料を参考とされ、貴都道府県内の関係機関ならびにスキー・スケート・登山等の関係諸団体と協力し、地方の実情に即した適切な指導措置をとられるよう御配慮願います。

記

冬期におけるスキー・スケート・登山等を学校および関係団体等で計画実施する場合はもちろん、個人として行う場合でも経験に富む者と同行するようにするとともに、次の諸点に留意すること。

- 1 冬山における気象の急激な変化、なだれの発生等を考慮し、参加者の年齢、体力・経験に応じて、場所を選定するとともに無理のないゆとりをもった計画を立てること。
- 2 参加者の選定にあたっては、事前に健康診断を行い、医師の指示に従って不適者は参加させないこと。
- 3 事前に実地踏査または現地の状況(気象・地質・地形環境など)についての調査を行うこと。
- 4 必ず、準備会を開き、スキー・スケート・登山および気象等についての知識ならびに携行品、装備等についての諸注意を与えること。
- 5 事前に、参加者の家庭に対し、また登山の場合は、地元の警察署およびその他の関係機関に対しても、参加者の氏名・住所・日程・行程略図、通信方法(地元の連絡先)等について連絡すること。なお、学徒が個人として参加する場合は、学校に対しても連絡するようにすること。
- 6 常に、気象通報に関心をもち、悪天候の場合は、計画を中止するなどして、無謀な行動を避けること。
- 7 スキー場・スケート場・山小屋等の管理人・案内人指導者ならびに地元の関係機関等の指示に従い、その指導を受けるとともに常に規律ある行動をとるようにすること。
なお、国立公園・国定公園等自然公園でスキー・スケート・登山を行う場合は、自然の愛護と施設の利用についての諸規則の遵守に努めること。
- 8 リーダーは、常に参加者の健康状態を観察し、疲労している者がいるときは、日程の変更およびその他適切な措置をとること。

9 実施後は、事前に連絡した地元の警察署およびその他の関係機関に、実施状況を連絡するように努めること。

10 リーダーは、万一、事故が発生した場合は、人員の掌握、被災者の看護・輸送、関係者および地元の関係機関への連絡、残存者の精神的動揺の防止などについて沈着適確な処理をすること。

なお、不測の事故の場合の対策を事前にじゅうぶん研究しておくこと。

(註) 室内スケート場等を利用する場合も上記の各事項を参照して実施すること。

[別添] [参考資料]

(写)国発第809号 昭和33年11月17日

北海道、青森、秋田、岩手、山形、福島、栃木、群馬、東京、神奈川、
新潟、富山、石川、山梨、長野、滋賀、岐阜、鳥取 } 都道府県
知事あて
厚生大臣官房国立公園部長

自然公園等における冬季利用施設の整備並びに事故予防対策について

標記については、逐年都道府県の積極的施策並びに関係諸団体等の協力により、その成果を高めるべく努めて来たのであるが、今冬は利用者層の一層の普遍化とその数の飛躍的増大が予想される。しかも一般者の自然に対する認識不足、利用技術の未熟等により不測の事故がますます多発する傾向にあるので、これに対する強力な対策の樹立が必要と考えられる。

については、当省においても登山、スキー及びスケート等の中央団体及び関係行政機関の参集を得て、本件に関する対策を樹立し与論の喚起に努める予定であるが、まず地元における現地に即した事故予防対策の樹立が喫緊の要務であるので、自然公園等登山、スキー、スケート等の冬季利用の中心となる地域に関し、貴県(都道)において、左記各事項に御留意のうえ、これが強力な推進を図られたい。

なお、地元における事故予防対策の樹立、実施に当って、関係行政機関団体等の積極的協力を得られるよう、文部、運輸、林野、気象、警察等関係省庁及び国鉄、日本山岳会、全日本山岳連盟、日本スキー連盟、日本スケート連盟に対し別途協力を依頼したから了知されたい。

おって、本件に関する貴都道府県の具体的実施計画を来る12月末日までに御回報願いたい。

記

1 関係分野の協力体勢の確立

事故予防対策の樹立及びその実施に当っては、公園主管部局のみならず体育、保健、運輸、気象、警察、文教、観光等関係行政機関、団体等の緊密な連繋協力が必要である

ので、これら関係分野の積極的、自主的協力を求め、協議会等のごとき組織を設けて、その強力な実施を図ること。

2 自然公園事業諸施設の整備及指導監督

自然公園の利用諸施設について、関係行政機関(例、スキーリフト、ロープウエー等索道バス、ハイヤー、雪上車等交通施設—陸運局宿泊施設—県経管部、保健所、消防署)と協力のうえ、次の事項について指導監督すること。

- (1) 施設の管理、保安等に関する諸規則の厳守
- (2) 定員過剰、過度利用等の防止
- (3) 施設の不良又は危険箇所の早期発見
- (4) スキー場、スケート場に関しては、特に、混雑の緩和整理、障害物の除去、要すれば交叉するコースの廃止、初級・上級向コースの区分

3 簡易施設の整備

事故発生のおそれのある山岳部、スキー場、スケート場等においては、避難小屋等緊急避難施設、案内板、指導標、事故多発場所の標示等の簡易施設を点検し、それ等の整備を図ること。

4 連絡、通信施設の整備

現地における気象(天候、雪量、雪質、氷厚等)、利用者の混雑等の状況の通報事故発生時の緊急連絡等のため、山小屋、スキー場、スケート場等所要の施設に、電話、通信機等連絡通信施設を極力設置するよう関係者の協力を求めること。

5 医療施設の整備

山岳利用基地、スキー場及びスケート場又はその近傍に、緊急の用に応ずるため、診療施設を設置するよう、関係市町村関係団体、又は施設の経営者を指導すること。

6 利用者指導の徹底

(1) 指導員の配置

関係都道府県又は関係市町村において、登山、スキー、スケート等の関係団体の協力を得て、利用の中心となる地域における技術的有能な者による組織的パトロールの実施、登山相談所の開設を行い、あるいは、関係団体の自主的な指導活動を積極的に援助する等の措置を講じ、利用者の指導の徹底を期すること。

(2) 気象状況の利用者への通報

地元气象台、関係市町村、国鉄、地方鉄道業者、山小屋、スキー場、スケート場等施設の管理者、その他関係団体の協力のもとに、現地の気象状況(雪量、雪質、氷厚等を含む)を一般利用者に周知徹底するよう、その連絡通報の方法を講ずるとともに、天候悪化等危険が予知される場合においては、登下山その他の利用の制止の措置を講ずること。

(3) 登山者名簿の設置及び利用の促進

関係市町村において必要な地点に登山者名簿を備え付け、一般利用者の記帳が励行されるよう措置すること。

(4) 利用関係諸団体に対する指導訓練の要請

登山、スキー又はスケートに関する諸団体(学校運動部を含む)に対し、その団体加入者の事故予防上必要な知識、技術の向上を図り、事前の周到的計画、充分な装備、食糧の準備及び登山計画の関係者への通報の励行等について指導監督を行うとともに、初心者の訓練等を実施する者の資質の向上を図るよう要請すること。

7 関係ポスター、パンフレット等広報媒体に対する指導監督

管下で発行される自然公園の利用に関するポスター、パンフレット等印刷物その他の広報媒体の内容に、当該地域の冬季利用上の判断を誤らせるもの(施設コース等の存否、設備、管理人の存否、施設の位置、コースの難易等)があれば、これを訂正せしめ、要すれば所要の装備、技術その他事故予防上参考となる事項を記入せしめるよう指導監督すること。

8 事故の通報

事故予防対策樹立に関する資料として、事故の状況を把握する必要があるので、本年一二月一日から、昭和三四年四月末日までに自然公園内の山岳地域、スキー場及びスケート場において生じた遭難事故(行方不明、無事救出を含む。)に関し、その重大なものについては、その都度報告するとともに、右期間中の総事故について、各月末日毎にその月間中のものを翌月一五日までに次の様式により厚生省に報告すること。

(2) 水泳、登山等の野外活動における事故防止について

(昭和40年6月26日文体ス186 文部省体育局長)

このことについては、すでに機会あるごとに通達したことでありますが、例年夏季休暇においては、水泳、登山等の野外活動による事故が多発していることにかんがみ、従来にもましてその指導に万全を期する必要があると思います。いうまでもなく、水泳、登山等の野外活動は、心身ともに健全な青少年を育成するため、きわめて有意義なものでありますが、そのねらいに反してしばしば悲惨な事故が発生しておりますことは憂慮にたえません。近年における青少年の野外活動の急速な発展から、本年も夏季休暇には、野外活動に参加するものがますます増加し、それに伴って事故の多発が予想されます。

つきましては、別紙留意事項を参考とされ、事故を未然に防ぐよう指導を強化するとともに、関係機関および国体の協力をもとめ、実情に即した措置をとられるよう格別のご配慮を願います。

水泳、登山等の野外活動における事故防止に関する留意事項

1 水泳について

(1) 学校などで海、河川、湖、沼で水泳指導を実施する場合には、責任者および指導者は、次の諸点に留意して、指導の適正を期すること。

(プールを使用する場合も、これに準じて行なうこと。)

ア 水泳場の選定にあたっては、かならず水中にはいつて水底の状況、水の流れ等について事前調査を行ない、安全な場所を選ぶこと。

この際、警察署、保健所等の関係機関や地域の協力を求めるとともに、実施にあたっては、具体的な計画をこれら機関や参加者の家庭に連絡しておくこと。

イ 引率や指導の担当者の選定にあたっては、水泳指導の経験や能力に応じて、指導係、施設係、監視係、連絡係、救助係等の責任分担を明確にすること。

なお、水泳指導の担当者は救助法(特に人工呼吸法その他必要な技能を含む。)について習熟しておくことが必要である。

ウ 毎日の練習区域の設定は、そのつど水中調査をして決定し、その区域には、「旗」、「たる」、「ブイ」等によって標示するとともに、境界の要所には、監視員を配して監視にあたらせること。

なお、救助用具、救急薬品等を準備することが必要である。

エ 水泳の参加者の決定にあたっては、事前にかかわらず健康診断を行ない、医師の指示に従って不適者は参加させないこと。

オ 水泳の開始前と終了後には、かならず呼名点呼をするとともに、練習中でもときどき人員点検を行なって確実に人員を掌握すること。

カ 常に参加者の健康状態を観察し、疲労、疾病等の徴候の早期発見につとめ、異常がある場合には、水泳を禁止し、医師の診断を受けさせるなどの処置をすること。

キ 水泳中は、常に指導者を中心として規律ある行動をとらせること。

ク 非常の場合の連絡計画を立て、それを参加者にも熟知させること。

(2) 児童生徒が、個人やグループで水泳を行なう場合は、次の水泳心得を守るように、児童、生徒および家庭に対し、その周知徹底をはかること。

ア 健康を害している場合はもちろん、空腹や疲労時、食事や激動の直後、月経等のときは泳がないこと。

イ 水泳に行くときは、かならず水泳の経験に富むおとなと同行し、事前に行先、帰宅の予定時刻、同行者を家庭に知らせておくこと。

ウ 危険な場所、不潔な場所または、未知の場所では、絶対に泳がないこと。

エ 水にはいる前には、かならず準備運動を行ない、徐々に水にはいること。

オ ひとりで離れて泳がないこと。

なお、海で泳ぐ場合は、胸ぐらいの深さのところを岸に平行して泳ぐこと。

カ 長時間つづけて水にはいらぬこと。

キ 炎天下では、日射病の予防に注意すること。

ク 飛び込みを行う時は、水深、水中の危険物の有無を確かめてから飛び込むこと。

ケ けいれんを起こしたとき、危険なとき、おぼれた人を見たときは、大声で知らせ、近くの人に助けをもとめること。

コ 水泳後は、真水でからだを洗い、洗眼すること。

2 登山について

学校において登山を実施する場合は、次の諸点に留意して、指導の適正を期すること。

また、学校の計画以外で児童生徒が登山を行なう場合についても、これらの諸点に留意させるようじゅうぶんに指導すること。

ア 登山の実施にあたっては、かならず登山の経験に富む者を同行すること。

イ 登山計画の立案にあたっては、参加者の性別、技術、体力等をじゅうぶん考慮して目的地を選定し、できるだけ現地の事前調査を行なうこと。

ウ 常に最悪の状態を予想して食糧装備等の万全を期すること。

エ 事前に健康診断を行ない、医師の指示に従って参加させること。

オ 気象庁の長期予報を参考とし、また気象注意報、気象警報の発せられているときは、登山をみあわせ、もし、行動中に暴風雨等に遭遇した場合は、計画を中止するかまたは変更して体力の消耗をさけ、天候の回復を待つこと。

カ 事前に登山計画をもよりの駅、警察署、山小屋等に提出し、登山口等における登山者名簿には必ず記入すること。

キ 行動中は、とくに統制をとり、指導者またはリーダーは、参加者の健康状態を観察し、疲労している者があるときは、日程を強行しないこと。

ク 下山後は、地元の警察署その他に必ず連絡すること。

3 キャンプ、サイクリング、野外旅行(ホステリング)について

学校において実施する場合次の諸点に留意して、指導の適正を期すること。

また、学校の計画以外で児童生徒がこれらを行なう場合についても、これらの諸点に留意されるようじゅうぶんに指導すること。

ア キャンプ、サイクリング、野外旅行の実施にあたっては、これらについての経験に富む者を同行すること。

イ 計画の立案にあたっては、参加者の性別、体力、経験等を考慮して余裕を残した無理のない計画を立てること。

ウ 事前に現地についての調査をじゅうぶんに行ない、とくにキャンプ地の選定にあたっては、できるだけ教育委員会等の関係機関、団体で指定するキャンプ場の中から選ぶこと。

エ 事前に必ず健康診断を行ない、医師の指示に従って、不適者は参加させないこと。

- オ 事前に準備会を開き、携行品、役割分担等の打合せをじゅうぶん行なうこと。
- カ 行動中は、とくに統制をとり、指導者またはリーダーは、参加者の健康状態を観察し、疲労、疾病の早期発見に努めること。
- キ 天候の急変、事故の発生等の場合は、計画の変更、学校、家庭への連絡等適切な措置を講じて無謀な行動は避けること。
- ク 非常の場合の連絡計画をあらかじめたてておくこと。

(3) 学校の体育行事等における事故防止について

(昭和41年2月8日文体体83 文部省体育局長)

青少年の健康の増進と体力の向上を図るため、体育活動を活発に行なうことは、きわめて必要なことであります。

しかし、最近、中学校、高等学校の体育活動において、生徒のけが、死亡等の事故が発生していることは、まことに遺憾であります。

ついては、学校行事等またはクラブ活動における体育活動の実施にあたっては、左記事項に留意のうえ実施するよう、貴管下関係方面に周知させてください。

記

- 1 学校行事等またはクラブ活動における体育活動(以下「体育活動」という。の計画は、学習指導要領の趣旨に即して作成すべきものであるが、その際、生徒の健康状態や体力等の差異を考慮した内容とし、画一的な計画をさけること。
- 2 体育活動の実施にあたっては、あらかじめ生徒の健康診断、健康相談、健康観察等を徹底し、その結果に基づいて必要な場合には、参加についての規制をする等の措置を講ずること。
- 3 体育活動の実施にあたっては、その指導が徹底するように配慮するとともに、常に事故防止に留意し、必要に応じて直ちに救急等の措置がとられるよう準備しておくこと。

(4) 児童生徒の体育活動による事故の防止等について

(昭和45年6月26日文体体169 文部省体育局長)

学校における児童生徒の体育活動の指導にあたっては、あらかじめ、ひとりひとりの健康状態や技能の程度をじゅうぶん掌握して、それに即した適切な指導を行なう必要があることはいうまでもありませんが、最近、このような配慮を欠いたことによるとと思われる不慮の事故が続いて発生していることは、まことに遺憾であります。

生徒の体育活動による事故の防止等については、「学校の体育行事等における事故防止について」(昭和41年2月8日付け文体体第83号文部省体育局長通達)、「中学校、高

等学校における運動クラブの指導について」(昭和43年11月8日付け文体体第223号 文部省体育局長通達)をもって、関係者の格別のご配慮をお願いしてまいりましたが、さらに、左記事項に留意のうえ、児童生徒の体育活動中における事故防止の徹底をはかるようご配慮願います。

なお、貴管下の教育委員会および学校に対し、この趣旨の周知徹底方について、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 児童生徒の保健管理の徹底をはかり、体育活動の指導を行なう場合には、あらかじめ体育活動に支障のある既往症の有無について熟知し、それに基づいて適切な指導を行なうこと。特に、新入学児童生徒については、就学時健康診断票、あるいは進学の際、小学校または中学校から送付された健康診断票により児童生徒の健康状態を明確に掌握しておくこと。
- 2 対外運動競技に生徒を参加させる場合には、あらかじめ健康診断を受けさせる等、選手の健康管理にじゅうぶん留意し、その結果に基づいて必要がある場合には競技に参加させない等の措置をとること。
また、特に危険を伴うような運動種目の選手の選考にあたっては、過去の競技歴等を検討して選考するようにすること。
- 3 体育活動に使用する器機器具については、あらかじめ安全点検をじゅうぶんにこなうこと。
- 4 運動クラブの指導にあたっては、その活動の実態を掌握するための指導組織の再検討を行ない指導の徹底をはかり、いきすぎた練習や暴力行為が行なわれないよう、格段の配慮をすること。
- 5 日常、運動を行なう場合においても、児童生徒が自己の健康状態や体力の現状を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導の徹底をはかること。

(5) 学校水泳プールの安全管理について

(平成11年6月25日文体体第232号 文部省体育局長)

学校水泳プールの安全管理については、かねてから適切な管理・指導をお願いしてきたところではありますが、これからの時期、プール指導の実施、夏休み中のプール開放等児童生徒の学校水泳プールの使用が増加するに当たり、下記事項に留意のうえ、引き続き、事故防止の徹底を図るとともに、各都道府県教育委員会にあっては域内の各市町村の教育委員会及び関係機関に対して、また、各都道府県知事にあっては所轄の私立学校、学校法人に対して、国立大学長にあっては管下の学校に対して、周知されるようお願いいたします。

また、その際、「水泳指導の手引き〔改訂版〕(文部省)」及び「学校における水泳事故防止

必携〔新訂版〕（日本体育・学校健康センター）」を参考とするよう、併せて周知願います。

なお、平成10年12月10日付け文総審第80号「通知・通達の見直しについて」において通知したとおり、文部省では、行政運営の明確化・効率化等を推進する観点から、同一・類似の主題に係る複数の通知・通達等の整理・統合化を行うこととしており、別紙に掲げる通知は廃止します。

記

- 1 学校水泳プールの排（環）水口には、堅固な格子鉄蓋や金網を設けてネジ・ボルト等で固定させる（蓋の重量のみによる固定は不可）とともに、吸い込み防止金具等を設置すること。
- 2 プール使用期間中においては、浄化装置等の適正な作動状況を確認するなど、附属施設を含めてプールの施設・設備については常時安全点検を行うこととし、特に、排（環）水口については十分な点検を行うこと。
- 3 プールの新設及び改築に当たっても、上記1及び2が遵守されるよう配慮すること。

（別紙）

廃止する通知

- 昭和48年10月11日付け48体体第20号
「学校プール施設の整備について」
- 昭和52年8月16日付け52体体第31号
「水泳プールの施設設備の整備点検について」
- 昭和54年8月10日付け54体体第25号
「水泳プールの施設設備の整備点検について」
- 昭和60年8月28日付け60体体第32号
「水泳プールの安全管理について」
- 平成7年9月11日付け7体体第31号
「水泳プールの安全管理について」
- 平成8年5月20日付け文体体第232号
「学校水泳プールの安全管理について」
- 平成9年4月15日付け9体体第16号
「学校水泳プールの排（環）水口状況調査の結果について」

(6) 「プールの安全標準指針」の策定について

(平成19年3月29日18文科ス第498号 文部科学省スポーツ・青少年局長)

(平成19年4月9日教体第49号 熊本県教育長)

昨年7月に埼玉県ふじみ野市の市営プールにおいて、児童が吸水口に吸い込まれて死亡する事故が発生したことを受け、文部科学省を含む関係省庁において「プールにおける事故対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、事故の再発防止に向け、検討を重ねてまいりました。

この度、文部科学省及び国土交通省において、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について統一的にとりまとめた「プールの安全標準指針」を別添のとおり策定しましたので、本指針を参考に、より一層の安全確保を図っていただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事におかれましては、域内の市町村教育委員会、所管の学校、関係団体等に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1. 本指針は、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象としていますが、それ以外の全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されています。
2. 本指針の具体的適用に関しては、利用者の発育発達の状況や使用目的等に応じて、適切に対応いただくようお願いします。

※別添「プールの安全標準指針」については、文部科学省のホームページ

(https://www.mext.go.jp/sports/content/1306538_01_1.pdf)からダウンロードできます。

(7) プールの安全確保に係る周知徹底について

(平成22年8月6日22文科ス第585号 文部科学省スポーツ・青少年局長)

(平成22年8月23日教体第570号 熊本県教育長)

先般、愛媛県今治市の温泉保養館にて、排（環）水口における二重構造の安全対策が施されていないプールでの事故が発生しました。これを受けて、消費者安全情報総括官会議の幹事会において、「プールの安全確保に係る周知徹底等について」申合せを行ったところです。(別紙1参照)

これを踏まえ、プールの設置管理者におかれましては別紙2の自主点検表を活用するなど、プールの安全確保のための積極的な対応をお願いします。

自主点検等の結果、「プールの安全標準指針」(平成19年3月29日文部科学省・国土交通省策定)に照らして不備があれば、直ちにプールの安全確保その他の適切な措置を講じていただくとともに、当該状況について速やかに以下の担当までご連絡をお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県知事におかれましては所管の学校及び学校法人並びに市区町村長に対して、国立大学長におかれましては、その管下の学校に対して周知されるようお願いいたします。

※「プールの安全標準指針」については、文部科学省のホームページ

(https://www.mext.go.jp/sports/content/1306538_01_1.pdf)からダウンロードできます。

[別紙1]

プールの安全確保に係る周知徹底等について

平成22年8月2日

消費者安全情報総括官会議

幹事会 申合せ

最近判明した排（環）水口における二重構造の安全対策が施されていなかったプールでの事故事案（事故原因については調査中）等にかんがみて、関係省庁（消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省）は連携して以下の取組みを推進する。

関係省庁は、全国のプールの安全確保のため、プールの安全標準指針（平成19年3月29日文部科学省・国土交通省決定）について、別添の内容により、改めて全国の関係者に周知徹底を図ることとする。

上記指針は、設置管理者に対する技術的助言であり、法令上の義務を課すものではないこと及び本指針の適用範囲は、第一義的には学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象としているが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものであることを踏まえながら、プールの安全確保のため、各設置管理者の積極的な対応を促すとともに、対応状況につき適切にフォローアップを行うこととする。

[別添]

1. 概要

「プールの安全標準指針」を踏まえた安全確保のための自主点検等の対応を各設置管理者に対して要請

2. 要請方法

関係省庁から全国の水泳プールの設置管理者に下記により要請

【国立施設（独立行政法人、国立大学法人等の施設を含む。）】 …各省庁

【公立施設】

- ・学校（私立学校を含む。）及び教育委員会所管施設…文部科学省
- ・都市公園…国土交通省

- ・その他の公立施設…総務省

【民間施設】

- ・市町村を經由した呼びかけ…総務省
- ・保健所を經由した呼びかけ…厚生労働省
- ・関係業界団体等を經由した呼びかけ…経済産業省等

なお、今回の点検も含め、関係省庁においては運用形態等を勘案し、適切にフォローアップを実施

参考 点検項目 (例)

プールの安全確保のため、施設面、管理・運営面で重要と考えられる項目

① 施設基準の適合状況

- (1) 排（環）水口の蓋等が、二重構造となっている等、適切な安全対策が施されているか
- (2) 排（環）水口の蓋等が、ネジ、ボルト等により適切な方法で固定されている
- (3) 吐出口に、蓋等が設置されている等、適切な安全対策が施されているか

② 管理体制の適合状況

- (1) 管理責任者が、プールの安全及び衛生に関する知識を有し、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者であるか
- (2) 衛生管理者が、プールの安全及び衛生に関する知識を有する者であるか
- (3) 監視員が、一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者であり、施設の規模に応じた十分な配置がなされているか
- (4) 救護員が、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者であり、施設の規模に応じた十分な配置がなされているか

③ プール使用期間前の点検状況

プールの使用期間前に、点検チェックシートを用いて施設の点検を行い、必要な修理や部品交換等が適切になされているか

3. 実施時期

可能な限り速やかに実施

[別紙2]

プールの安全確保のための自主点検表 (参考例)

平成22年〇月〇日

区分	点検項目	点検結果
① 施設基準 の適合状況	(1) 排(環)水口の蓋等が、二重構造と なっている等、適切な安全対策が施さ れているか	はい いいえ その他 []
	(2) 排(環)水口の蓋等が、ネジ、ボル ト等により適切な方法で固定されて いるか	はい いいえ その他 []
	(3) 吐出口に、蓋等が設置されている等、 適切な安全対策が施されているか	はい いいえ その他 []
② 管理体制 の適合状況	(1) 管理責任者が、プールの安全及び衛 生に関する知識を有し、公的な機関や 公益法人等の実施する安全及び衛生に 関する講習会等を受講した者であるか	はい いいえ その他 []
	(2) 衛生管理者が、プールの安全及び衛 生に関する知識を有する者か	はい いいえ その他 []
	(3) 監視員が、一定の泳力を有する等、 監視員としての業務を遂行できる者で あり、施設の規模に応じた十分な配置 がなされているか	はい いいえ その他 []
	(4) 救護員が、公的な機関や公益法人等 が実施する救急救護訓練を受けた者で あり、施設の規模に応じた十分な配置 がなされているか	はい いいえ その他 []
③ プール使 用期間前 の点検状況	プールの使用期間前に、点検チェックシ ートを用いて施設の点検を行い、必要な修理 や部品交換等が適切になされているか	はい いいえ その他 []

※ ②について、学校教育活動におけるプールの管理については、点検項目の趣旨を踏ま
え、組織や利用の実態に応じて適切な管理組織体制を整えることに留意することが必要
(プールの安全標準指針3-2「管理体制の整備」参照)

(8) 武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について

(平成24年3月9日23文科ス第910号 文部科学省スポーツ・青少年局参事官付)

平成24年度の新しい中学校学習指導要領の全面実施に向けて、関係法令等に基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行い、保健体育の授業が円滑に実施されることが必要となります。

特に、必修化される中学校における武道の授業の実施に当たり、柔道を行う学校については、安全管理の徹底を図る上で、各学校における平成24年度の柔道の授業の開始前に、下記の点について御確認いただき、より安全に指導できる体制にさせていただきようお願いします。

また、文部科学省においては、「体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議」を設置し、同会議の中で、柔道の安全管理についても調査研究しているところであり、安全に配慮した柔道の指導内容等の考え方などの詳細については、取りまとめ次第、別途送付することとしておりますが、同会議の議論等を踏まえ、別添のとおり「柔道の授業の安全な実施に向けて」を作成しましたので、送付させていただきます。つきましては、本内容を今後の指導の参考にさせていただきますようお願いします。

なお、柔道の指導体制について御確認いただいた結果については、別紙実施要領に基づき調査表を作成の上、平成24年5月31日(木曜日)までに下記宛先まで提出いただくようお願いします。文部科学省においては、御提出いただいた資料等をもとに、後日、関係者による報告会・情報交換会を開催したいと考えております。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、各都道府県知事におかれては所轄の私立学校に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して、この趣旨について周知及び調査結果を取りまとめいただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

- 1 平成24年度からの武道必修化に伴う柔道の授業の開始前に、柔道を実施する全ての中学校を対象として、各学校の指導体制について、以下の点について、各学校とともに、設置者において確認すること。

なお、必要に応じて、参考として添付したチェックリストを活用されたいこと。

(1) 指導者について

- イ) 平成24年度に柔道の授業を開始する時点※1において、一定の指導歴又は研修歴を持った教員が指導に当たることができる体制※2になっているか。

※1 実際に授業の開始を予定している時点であり、年度当初の4月とは限らない。

※2 例えば、複数の担当教員がいる学校で、一定の指導歴及び研修歴を持たない教員が単独で授業を担当する場合は「指導に当たることができる体制」に該当しない

が、当該教員が今後授業開始までに指導をし得るような一定の研修を受ける予定の場合は該当すると考えられる。

- ロ) イ) の体制が確保できない場合、適切な外部指導者の協力を得ることになっているか。

【留意点】

指導者が一定の指導歴又は研修歴を持たない教員である場合は、教育委員会や柔道関係団体にある人材データベース等を活用し、退職警察官等外部指導者の協力を得ること。また、指導歴及び研修歴が浅い教員については、授業の開始時点までに十分に研修の機会を確保すること。

(2) 指導計画について

3年間を見通した上で、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全の確保に十分に留意した計画となっているか。

【留意点】

問題点が判明した場合、指導計画（例えば単元計画等）を修正し、無理な計画での授業は行わないこと。また、必要に応じ、都道府県柔道連盟等の協力を得て、外部指導者によるアドバイスを受けること。

なお、別添の「柔道の授業の安全な実施に向けて」を踏まえ、安全に柔道の指導を行う観点から特に以下の点について配慮が求められること。

- ① 3年間の指導を見通した上で、各学年で適切な授業時数を配当し、効果的、継続的な学習ができるようにすること。

第1学年及び第2学年においては、受け身の練習を段階的かつ十分に行った上で、指導する技や時期を定め、技と関連させた受け身の指導を行うこと。

また、受け身がとれるようになった後、投げ技のかかり練習や約束練習など、段階的に練習を行うこと。その際、固め技について自由練習やごく簡単な試合で攻防の楽しさを味わわせることが考えられること。

さらに、第3学年においては、生徒の技能の上達の程度等を踏まえ、安全上の配慮を十分に行った状態で、使用する技や時間を限定するなどして簡単な試合までを計画することも考えられること。

- ② 生徒の学習段階や個人差を踏まえた無理のない段階的な指導を行うこと。

なお、学習指導要領の解説で示している「大外刈り」などの技については、あくまでも例示であり、記載された全ての技を取り扱わなければならないものではないこと。

(3) 施設設備等について

施設設備及び用具の安全が確保されているか。特に体育館を使用する場合は、例えば畳のずれを防ぐ措置など柔道を行う場の安全が確保されているか。

【留意点】

十分でない場合は、早急に施設設備及び用具の安全の確保策を講じること。

(4) 事故が発生した場合の対応について

事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など、対処方法について関係者間で認識を共有しているか。

【留意点】

十分でない場合は、早急に事故が発生した場合に対応できる体制を整備すること。

- 2 各学校の設置者においては、上記1の各項目が満たされた上で柔道の授業が実施されるようにすること。なお、条件が満たされていない項目が発見された場合には、当面、柔道の授業の開始を遅らせ早急に条件整備を進めるなど適切な措置が講じられるようにすること。

(9) 水泳プールの安全管理について

(平成25年8月9日事務連絡 文部科学省スポーツ・青少年局)

(平成25年8月20日教体第690号 熊本県教育長)

水泳プールの安全管理について（依頼）

水泳プール（以下「プール」という）は、水の危険を十分理解できない子供も利用する者であり、プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えることが不可欠であることから、日頃よりこの観点に立って対応いただいていることと存じます。

しかしながら、8月8日、長崎市の市立小学校プールで、地域児童への開放中に、循環口に児童の足が吸着し、外れなくなる事故が発生したことは、誠に遺憾であります。

文部科学省では、プールを安全に利用するための管理体制の整備について、平成11年8月6日付け11体第26号で通知し、平成19年以降は「プールの安全標準指針」（平成19年3月、文部科学省・国土交通省）を添付して、毎年安全確保について通知（本年度については、平成25年5月16日付け25文科ス第105号）しているところです。

特に、このたびの事故に関しては、前記量通知の記1及び「プールの安全標準指針」に係り、小プールについて排（環）水溝の安全対策等の適切な措置が講じられていない可能性が指摘されております（8月9日現在）。

については、このような事故の再発防止のため、プールの大小を問わず排（環）水口等の施設・設備の安全点検及び確認を実施の上、施設・設備に不備があることが判明した場合には当該プールの使用を中止することを含め、前記通知の趣旨の徹底を改めてお願いします。

なお、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては、域内の市区町村教育委員会及び域内の私立学校、市区町村関係部局に対しても周知されるようお願いいたします。

(10) サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について

(平成25年9月4日事務連絡 文部科学省スポーツ・青少年局参事官)

(平成25年9月12日教体第778号 体育保健課長)

サッカーゴール等の転倒による事故防止については、当省では、「学校施設における事故防止の留意点について」(平成21年3月)、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年3月)、「学校における体育活動中の事故防止について」(平成24年7月)において、事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

しかし、本年度、当省で把握できたものでも、体育活動、スポーツ活動中において、サッカーゴールのクロスバーに生徒がぶら下がり、ゴールが転倒したために生徒が死亡するなどの重大な事故が複数発生しております。

については、別添の資料も参考として、児童生徒、指導者その他の関係者に対して事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会関係課においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校(大学を除く。)に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

【別添】

サッカーゴール等の取扱いについて

「学校施設における事故防止の留意点について」(平成21年3月)

【主な記載内容】

- ・ 移動式のサッカーゴール、バスケットボールゴール等による事故が発生しないよう、固定方法等に配慮することが重要である。
- ・ サッカーゴール、バスケットボールやテント等が、強風や児童生徒等の力により転倒しないように、杭等により固定したり、十分な重さと数の砂袋等で安定させたりする等、転倒防止のため配慮することが重要である。
- ・ サッカーゴール等重量のある移動式の器具の移動時における事故を防止するため、教員等が指導した上で、安全に移動させることが可能な人数を集めることや、経路の安全性を事前に確認する等、配慮することが有効である。

学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成22年3月改訂)

【主な記載内容】

- ・ サッカー、ハンドボールのゴールポストなどの移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。

「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月）

【主な記載内容】

- ・ 体育科・保健体育科の授業や運動部活動は、施設・設備を活用して行われるものであり、活動に当たっては、指導者と児童生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。また、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項が必要となる。
- ・ 最近では、用具については安全性を確保する観点から材質・品質の改善が進められてきているが、それでもなお保管方法や管理方法の周知徹底が不足していたり、点検を怠ったり使用方法を誤ったりすると事故が発生する。運動やスポーツは、施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識することが極めて重要である。
- ・ 学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。これらは、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものである。このため、安全点検は定期的、臨時的、日常的に確実に実施することが重要である。

（11）スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について

（平成25年12月20日事務連絡 文部科学省スポーツ・青少年局参事官付）

（平成26年1月7日教体第1207号 体育保健課長）

先般、一般社団法人日本脳神経外科学会によりスポーツによる脳損傷を予防するための提言が発表され、その内容について別添のとおり情報提供がありました。

当省では、これまで下記の資料により脳損傷につながる頭頸部の外傷の予防及び事故発生時の適切な対応についての取組をお願いしてきましたが、本提言もあわせて頭頸部外傷に関する知識と発生した場合の対応について学校関係者に周知、注意喚起いただき、事故防止及び安全管理の徹底に向けて適切な対応がとられるよう願います。

なお、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して提言の内容を周知するようお取り計らい願います。

[参考資料]

- ・ 柔道の授業の安全な実施に向けて（平成24年3月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm

- ・ 学校における体育活動中の事故防止について（報告書）（平成24年7月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

・学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究報告書
(平成25年3月) 日本スポーツ振興センター

http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1651/Default.aspx

【別添】

平成25年12月16日

スポーツによる脳損傷を予防するための提言

一般社団法人日本脳神経外科学会

日本脳神経外科学会ならびに日本脳神経外傷学会は、「スポーツによる脳損傷」を予防するための研究を行い、それにもとづいて可能な限り最善の診療を行うよう努力してきた。

しかし、医師は、患者ならびに関係者の行動を規制することができない。したがって、的確な診療を行うには、国民の理解が不可欠である。この提言は、「スポーツによる脳損傷」について、国民が認識しておくべき必須の事項を整理したものである。

- 1-a. スポーツによる脳振盪は、意識障害や健忘がなく、頭痛や気分不良などだけのこともある。
- 1-b. スポーツによる脳振盪の症状は、短時間で消失することが多いが、数週間以上継続することもある。
- 2-a. スポーツによる脳振盪は、そのまま競技・練習を続けると、これを何度も繰り返し、急激な脳腫脹や急性硬膜下血腫など、致命的な脳損傷を起こすことがある。
- 2-b. そのため、スポーツによる脳振盪を起こしたら、原則として、ただちに競技・練習への参加を停止する。競技・練習への復帰は、脳振盪の症状が完全に消失してから徐々に行なう。
3. 脳損傷や硬膜下血腫を生じたときには、原則として、競技・練習に復帰するべきではない。

(12) 幼稚園のプールで発生した幼児の死亡事故及び水泳等の事故防止について

(平成26年6月20日 26ス参体第7号 文部科学省スポーツ・青少年局参事官付)

(平成26年7月3日 教体第1207号 熊本県教育長)

水泳等の事故防止については、「水泳等の事故防止について(通知)」(平成26年5月9日 26文科ス台19号)にて完全管理、事故防止の取組をお願いしてきたところですが、このたび、幼稚園のプールで発生した幼児の死亡事故の発生原因や再発防止のため講ずべき施策等について検討していた消費者庁消費者安全調査委員会による報告(以下「本報告」という。)(別紙1)がとりまとめられました。

については、幼稚園において、水を用いた遊びを行う場合には、上記通知及び本報告を

踏まえ、幼児の特性から、幼児は転倒しやすく、浅いプールであってもおぼれる可能性があること、動かず静かに溺れていることもあること、また、幼児が密集する中、水中で異常が発生すると発見しにくいということに十分な注意が必要であることを考慮しつつ、あらためて監視時間や範囲での空白が生じないように適切な監視・指導体制を確保すること、園内で事前の安全管理や事故防止の意識及び取組、事故発生時の救急措置等、安全管理、事故防止の取組を図られますようお願いいたします。

また、小学校等での水泳等の事故防止につきましても、本年度も小学校の水泳指導中に児童が死亡する事案が発生していること等から、特に小学校低学年の児童への水泳指導については本報告も参考にしつつ、あらためて各学校における事前の安全管理・事故防止の取組、水泳指導、プールでの活動の際の監視・指導体制、事故発生時の救急措置等について御確認いただき、安全の確保を図られますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会学校体育主管課及び幼児教育担当課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（幼稚園含む。）に対し、各都道府県私立学校体育主管課においては所轄の私立学校（幼稚園を含む。）等に対し、国立大学法人学長においては関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社が設置する学校に対して、本通知の内容について十分周知をお願いいたします。

（13）学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について

（平成 26 年 7 月 7 日事務連絡 文部科学省スポーツ・青少年局参事官付）

（平成 26 年 7 月 10 日 教体第 590 号 熊本県教育長）

水泳等の事故防止については、これまでに毎年度お願いしてきたところであり、本年度も「水泳等の事故防止について（通知）」（平成 26 年 5 月 9 日 26 文科ス第 119 号）、さらに「幼稚園のプールで発生した幼児の死亡事故及び水泳等の事故防止について（通知）」（平成 26 年 6 月 20 日 26 ス参体第 7 号）により安全管理、事故防止の取組をお願いしてきたところですが、このたび、愛知県名古屋市の市立中学校の保健体育の水泳の授業において、飛び込みの指導を行い、生徒が首の骨を折り、脊髄を損傷するとの事案が発生しました。

中学校学習指導要領において、中学校の保健体育の水泳領域の指導では、水中からのスタートを指導するものとしている中で（別紙）、このような事案が発生したことは誠に遺憾であります。

については、学習指導要領における水泳領域の指導にかかる事項の理解や上記通知等を踏まえた安全管理、事故防止の取組について、必要に応じて各学校の状況をあらためて把握、点検すること等も含め、周知、取組の徹底を図られますようお願いいたします。

なお、本件について、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、国立大学法人附属学校担当課におかれては関係する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して周知されるようお願いいたします。

【別紙】

○小学校学習指導要領（体育）

〔第5学年及び第6学年〕

3 内容の取扱い

(2)内容の「D水泳」の(1)については、水中からのスタートを指導するものとする。

○中学校学習指導要領（保健体育）

〔内容の取扱い〕

(2)エ 「D水泳」の(1)の運動については、…また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。

○高等学校学習指導要領（保健体育）

3 内容の取扱い

(2)エ 「D水泳」の(1)の運動については、…また、スタートの指導については、段階的な指導を行うとともに安全を十分に確保すること。

○高等学校学習指導要領解説（保健体育編）

D 水泳

1 技能

(2)スタート及びターン ア スタート

高等学校の段階的な指導による「スタート」とは、事故防止の観点からプールの構造等に配慮し、プールサイド等から段階的に指導し、生徒の技能の程度に応じて次第に高い位置からのスタートへ発展させるなどの配慮を行うスタートのことである。

入学年次は、各泳法に応じた水中でプールの壁を蹴るなどのスタートから、壁を蹴った後の水中での抵抗の少ない流線型の姿勢をとり、失速する前に力強い浮き上がりのためのキックを打ち、より速いスピードで泳ぎ始めることを、その次の年次以降は、生徒の技能の程度に応じたスタートの姿勢から、各局面の動きを洗練させるとともに、一連の動きで行うことができるようにすることをねらいとしている。

(14) 落雷事故の防止について

(平成26年8月6日事務連絡 文部科学省スポーツ・青少年局参事官付)

(平成26年8月11日教体第707号 体育保健課長)

落雷事故の防止については、「熱中症事故等の防止について(依頼)」(平成26年5月19日26ス学健第6号)により事故防止の取組をお願いしてきたところですが、このたび、愛知県内の高等学校の運動部活動中(野球部練習試合中)に生徒が落雷にあうとの事案が発生しました。

については、指導者が落雷の危険性を認識し、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること等の上記通知に掲げる留意事項等を踏まえた事故防止の取組について、周知、取組の徹底を図られますようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育担当課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校担当課においては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人附属学校担当課におかれては関係する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して周知されるようお願いいたします。

【参考】

※「熱中症事故の防止について(依頼)」(平成26年5月19日26ス学健第6号)より抜粋

2 落雷事故の防止について

これまで、校舎外での学校行事実施中などの学校の管理下における落雷事故が発生している状況にあることから、以下の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、平成25年3月25日事務連絡で配布した、学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」(平成24年度改訂)にも、雷等への初期対応や避難について示しておりますので、御参照の上、事故防止に御活用ください。

- (1) 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- (2) 落雷に対する安全対策に関する科学的知見(日本大気電気学会編「雷から身を守るには—安全対策Q&A—改訂版」(平成13年5月1日発行))によれば、厚い雷雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所(鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部)に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

(15) 組体操等による事故の防止について

(平成28年3月25日事務連絡 スポーツ庁政策課学校体育室)

(平成28年3月29日教体第1638号 体育保健課長)

学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第26条)。

児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事(運動会等)、運動部活動等における事故防止に努めていただく必要があります。

各教育委員会・学校等におかれては、日頃より、体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところでありますが、依然として、多くの事故が発生している状況にあります。

期間が限定された体育的行事においても、毎年度事故が発生しているところであり、実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなどの措置を講じていただきますようお願いいたします。

特に運動会等で実施される組体操については、年間8,000件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めているところであり、下記の事項を踏まえた措置を講じていただきますようお願いいたします。その際、別添1の参考資料も御活用下さい。

併せて、その他の体育活動についても、別添2の事故防止に関する参考資料も活用しながら、活動内容に応じた事故防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、スポーツ庁では、来年度、組体操を含む体育的行事における事故事例について分析した事例集を作成し、各教育委員会等に情報提供することとしております。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、この趣旨の周知を図るとともに、指導・助言をお願いいたします。

記

1. 各学校においては、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。
2. 各学校においては、練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。万が一、練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。

3. 各学校においては、タワーやピラミッド等の児童生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせる事。
4. 各小学校においては、組体操に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。
5. 各教育委員会等においては、段数の低いタワーやピラミッド等でも死亡や障害の残る事故が発生していることなど、具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を、現場で指導する教員に周知徹底すること。

(16) ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止について

(平成29年1月13日事務連絡 スポーツ庁政策課学校体育室)

(平成29年1月16日教体第1186号 体育保健課長)

本日、福岡県の小学校において、体育の授業中、ハンドボールのゴールに児童がぶら下がり、ゴールが転倒したために児童が死亡するという事故の報告がありました。

本事故については詳細を確認中ですが、改めて、教職員、児童生徒その他の関係者に対して事故防止に必要な安全指導を徹底されるとともに、施設設備等の点検など事故防止のための措置に十分に留意いただきますようお願いいたします。その際、別添の資料を参考とし、転倒防止のための配慮や破損の有無の確認などに留意願います。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対しても周知するようお願いいたします。

【別添】

ハンドボール等のゴールの取扱いについて

「学校施設における事故防止の留意点について」(平成21年3月)

【主な記載内容】

- ・ 移動式のサッカーゴール、バスケットボールゴール等による事故が発生しないよう、固定方法等に配慮することが重要である。
- ・ サッカーゴール、バスケットボールやテント等が、強風や児童生徒等の力により転倒しないように、杭等により固定したり、十分な重さと数の砂袋等で安定させたりす

る等、転倒防止のため配慮することが重要である。

- ・ サッカーゴール等重量のある移動式の器具の移動時における事故を防止するため、教員等が指導した上で、安全に移動させることが可能な人数を集めることや、経路の安全性を事前に確認する等、配慮することが有効である。

学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年3月改訂）

【主な記載内容】

- ・ サッカー、ハンドボールのゴールポストなどの移動施設については、特に固定の状態、破損の有無を確かめるとともに、移動した場合、固定状況の点検を実施する。

「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月）

【主な記載内容】

- ・ 体育科・保健体育科の授業や運動部活動は、施設・設備を活用して行われるものであり、活動に当たっては、指導者と児童生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。また、活動内容・方法には一定の禁止事項や制限事項が必要となる。
- ・ 最近では、用具については安全性を確保する観点から材質・品質の改善が進められてきているが、それでもなお保管方法や管理方法の周知徹底が不足していたり、点検を怠ったり使用方法を誤ったりすると事故が発生する。運動やスポーツは、施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識することが極めて重要である。
- ・ 学校の施設・設備・備品・用具等については、継続的・計画的に安全点検を行わなければならない。これらは、常に一定の状態にあるわけではなく、季節等によっても変化するものである。このため、安全点検は定期的、臨時的、日常的に確実に実施することが重要である。

（17）連休登山の事故防止について

（平成29年4月18日 29ス庁第74号 スポーツ庁次長）

（平成29年4月21日教体第137号 体育保健課長）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力を頂いているところですが、大型連休前後の春山においても、天候に関する不適切な判断、不十分な装備、体力的に無理な計画の立案などに起因する遭難事故が発生し、例年、死亡・行方不明者の比率も比較的高いことから、事故防止について万全の措置が必要です。

この時期、ふもとは初夏の装いでも、山では天候が急変すれば降雪や吹雪もあり、冬山に様変わりします。登山コースの周辺には雪が残っている場合もあり、雪崩にも注意が必要です。

近年、スキー場管理地以外の雪山において警告表示等に従わずスキーやスノーボードを行い、遭難するケースが多発しています。このようないわゆるバックカントリースキーは、冬山登山と同様に十分な知識・技能・装備が求められるものであり、安易な行動は厳に慎む必要があります。

また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別添の参考資料を関係機関・団体及び関係者に周知の上密接な協力の下に、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

なお、各都道府県知事におかれては、域内の市区町村及び所轄の私立高等学校に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会、所轄の公立高等学校及び都道府県山岳団体に対して周知されるよう御配意願います。

さらに、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、登山活動に関連する部局・課に周知されるとともに、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配意願います。

【別添：参考資料】（山岳遭難対策中央協議会）

例年、大型連休前後の春山において多くの遭難事故が発生しています。

とりわけ、遭難者に占める中高年登山者の割合は7～8割と高く、転・滑落、道迷い、転倒などの事故が多発しています。

この時期、ふもとは初夏の装いでも、山では天候が急変すれば降雪や吹雪もあり、冬山に様変わりします。雪崩にも注意する必要があります。春山に対する認識が甘く、天候に関する不適切な判断や、不十分な装備で体力的に無理な計画を立てるなど、知識・経験・体力の不足から、遭難に至ることが多く見受けられます。

また、仲間に連れて行ってもらうだけという人まかせな考えからか、登山中に仲間とはぐれて道に迷うなど、離散型の遭難事故も多くみられます。登山は、自己責任において行わなければなりません。それは計画から帰宅するまでの一切を自分で主体的にやり遂げるということです。登山は計画する段階から始まっています。遭難事故は準備を十分に行なうことでそのリスクを減らすことができます。対象山域の最新情報を入手し、登山計画書を作成しながら入山中に考えられるリスクを整理して、リスク回避の対策を前もって立てるようにしてください。

○ 登山計画書を作成する際の留意事項

- ① 「道迷い遭難」などを起こさないように、地形の特徴を1/25000地形図で把握する。
- ② 常に最新の気象情報や火山等に関する情報を入手し登山計画を立てる。
- ③ 単独登山を避け登山計画書を提出のうえ、万全な計画・装備を持って出かける。

○ 山での行動の留意事項

- ① 長時間の行動により想像以上に体力・集中力は落ちることを自覚する。
- ② 意識的に仲間と声を掛け合い、こまめに休憩を取り、糖分・水分補給などで心身をリフレッシュする。
- ③ 最新の気象情報を確認した上で、気象状況の変化に常に気を配る。
- ④ 滑落などの危険がある場所では、ヘルメットを着用する。

○ 安全な登山を実行するための留意事項

- ① (公社)日本山岳・スポーツクライミング協会及び各都道府県山岳連盟等の講習会などを利用して安全登山に必要な知識や技能を身につける。
- ② 日頃からトレーニングを怠らず体力の向上に努める。
- ③ 経験豊かで判断力のあるリーダーのもと、各自の体力と経験に応じた山に登る。

● 登山計画書の提出

- 安全登山のための自己点検の機会となります。
- 遭難事故の発生を早い段階で警察が認知でき、捜索救助活動が迅速かつ合理的に行われます。
- 捜索救助活動にかかる膨大な社会的及び個人的負担を軽減させることができます。
- 家族や関係者を安心させることができます。

● 提出先

- 知事等（登山計画書の提出が条例で義務化されている場合）
- 家庭、クラブ（山岳会）、職場、学校など
- インターネットの登山計画サイト(山と自然のネットワーク「コンパス」など)
- 山城の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど
- 山城を管轄する警察本部または警察署など※インターネットを使って申請ができる警察本部等もあります。

(18) 運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について

(平成29年12月22日事務連絡 スポーツ庁政策課学校体育室)

(平成29年12月27日教体第1223号 体育保健課長)

今般、群馬県内の高等学校において、運動部活動中にハンマー投げのハンマーが他の運動部の生徒に直撃し死亡する事故が発生しました。

各位におかれましては、運動部活動を含む学校における体育活動中の事故防止等について、改めて活動場所・設備等の安全確保や指導者及び児童生徒への注意喚起等の指導を徹底くださるようお願いいたします。

また、このことについて、所管及び域内の関係機関及び学校に対して周知くださるようお

願います。

(参考) 運動部活動での指導のガイドライン (平成25年5月 文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm

(19) 不適切な鉄剤の静脈内注射の防止について

(平成31年1月11日30ス競ス第18号 スポーツ庁競技スポーツ課長)

(平成31年1月17日教体第1329号 体育保健課長)

スポーツの実施にあたっては、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られることが重要です。

しかしながら、今般、一部の競技において、本来であれば鉄欠乏性貧血が重症かつ緊急の場合など、経口による鉄剤の投与が困難又は不適當である場合に限り使用されるべき鉄剤の静脈内注射について、不適切な利用の実態があることが確認されました。

鉄剤の静脈内注射は、鉄分の過剰摂取につながりやすく、鉄が肝臓、心臓、すい臓、甲状腺、内分泌臓器及び中枢神経などに沈着し、機能障害を引き起こしたり、ヘモグロビンをつくる能力の低下を招いたりする恐れがあります。また、鉄剤の静脈内注射は経口による鉄剤の投与が困難又は不適當である場合に限り使用されるべきものとされています。

したがって、鉄剤の静脈内注射が選手の健康を害する危険性を理解した上で、疲れやすく競技のパフォーマンスが低下しているなどの競技者からの訴え等に対して、指導者等は安易に鉄剤の静脈内注射の使用を医師に求めることなく、医師の診断に従い、適切に治療を受けるよう促すことが必要です。

鉄欠乏性貧血は、食事において鉄分をはじめとする必要な栄養をしっかりとるとともに、休養やトレーニング強度・量に配慮することで予防することができます。特に成長期の競技者については、骨や筋肉の発育・発達のために鉄分が消費されることから、鉄欠乏状態になりやすいことに留意が必要です。

については、地方公共団体又は学校設置者におかれては所管又は所轄の学校及び関係機関等に対して、都道府県におかれては域内の市区町村に対して、このことについて周知くださるよう願います。

また、スポーツ団体については、統括団体におかれては加盟団体に対して、中央競技団体におかれては年齢・学校種・地域等の別に応じて組織されている関係団体に対して、このことを通知の上、指導者等への周知啓発に御協力くださるよう願います。

(20) 学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

（平成31年4月15日事務連絡 スポーツ庁政策課学校体育室）

（平成31年4月17日教体第118号 体育保健課長）

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」（平成27年6月8日付け事務連絡）等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところでありますが、昨今においても、学校における体育活動中の死亡事故が発生している状況にあります。

もとより、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、体罰だけでなく、あらゆる暴力行為はいかなる場合でも決して許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

については、事故の再発防止のため、各教育委員会等において学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、上記の「学校における体育活動中の事故防止等について」に添付されている参考資料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応をお願いします。

また、春から夏にかけて実施される運動会、体育祭等における事故防止のため、児童・生徒の安全確保に向けた取組の徹底をお願いします。その際、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡等を踏まえ、独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月）も参考にしながら、確実に安全な状態で実施できることを確認するとともに、できないと判断する場合には実施を見合わせるようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようお取り計らい願います。

(21) 学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

(令和元年7月5日事務連絡 スポーツ庁政策課学校体育室)

(令和元年7月9日教体第493号 体育保健課長)

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」(平成27年6月8日付け事務連絡)等を踏まえた、事故防止や事故の際の適切な措置の実施等、日頃より格別の御配慮をいただいているところですが、昨今においても、学校における体育活動中の死亡事故が発生しております。

もとより、体育の授業や体育的行事(運動会等)、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、殴る・蹴る等といった行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

各教育委員会等の学校の設置者においては、上記の事務連絡に添付している参考資料等も活用しながら、児童生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの防止に関する取組を再度確認し、その充実を図るとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応願います。

特に、今後、運動会、体育祭等が予定される時期である中、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡及び「体育的行事における事故防止事例集」(平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター) スポーツ庁委託事業 スポーツ事故防止対策推進事業(平成28年度)も参考にしながら、児童生徒の健康を第一にした体育的行事の実施をお願いします。

同事例集においては、「直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避けるべき」であること、「補助者の手の届く高さで実施するべき」であること、「俵積み等の平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界だと考える」こと、「3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき」であること等を掲げております。

さらには、「実施にあたってのフローチャート」を作成し、専門的な知見の有る指導者や練習時間等を考慮の上、組体操の実施の適否を検討すること、検討の上、実施する判断に至った場合においても、高い危険な技は避けること等を示しております。これらも参考に各学校において検討し、組体操が安全な状態で実施できないと判断する場合には実施を見合わせるようお願いします。

また、近年、気候変動等により暑熱環境が悪化している中、体育活動中における熱中症事故の防止についても、より一層留意した取組が必要になっております。独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症

一」(平成 31 年 3 月),「学校屋外プールにおける熱中症対策」(平成 31 年 3 月)
https://www.jpnsport.go.jp/azen/azen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx等を参考にしながら,適切な取組が行われるようにしてください。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては,域内の市区町村教育委員会,所管及び所轄の学校に対して,国公立大学法人附属学校担当課におかれては,関係する附属学校に対して,構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては,所轄する学校設置会社が設置する学校に対して,学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようよろしくお取り計らい願います。

(22) 学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について

(令和 2 年 2 月 20 日事務連絡 スポーツ庁政策課学校体育室)

(令和 2 年 2 月 26 日教体第 1227 号 体育保健課長)

学校における体育活動の実施に当たっては,事故防止や事故の際の適切な措置の実施等,日頃より格別の御配慮をいただいているところですが,年間の指導計画の作成に際しても,体育の授業,体育的行事(運動会等),運動部活動等の体育活動については,事故防止対策に万全を期する必要があります。

については,各学校において,別添に掲げた参考資料等も活用しながら,学校体育における事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶のための取組について再度確認を行うとともに,その取組の確実かつ適切な実施が図られるよう,教育委員会等において必要な対応をお願いします。併せて,教育委員会等においては,下記の事項について,各学校において適切な取組が行われるようお取り計らい願います。

本件について,都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては,域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して,都道府県の私立学校主管課におかれては,所轄の学校に対して,国公立大学法人の附属学校担当課におかれては,関係する附属学校に対して,構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては,所轄する学校設置会社が設置する学校に対して,周知徹底をお願いします。併せて,各学校において,この文書を配付したり,校務支援システムを活用した情報共有を行うなど,事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について,教職員を含む学校の体育活動に関わる全ての関係者への確実な周知徹底が図られるよう,教育委員会等においてお取り計らい願います。

記

1 授業等において使用する用具の安全確保について

授業等において使用する用具については、日常的に点検を行うなど、安全確保に努めていただいているところですが、破損状態にあるものだけでなく、老朽化して安全に使用できない恐れのある用具については使用しないなど、適切に対処するとともに、正しい方法での用具の使用を徹底することにより、事故の発生を未然に防ぐようお願いします。

また、体育活動を効果的に実施するため、教師が様々な工夫をしながら多様な自作の用具を使用することは、大変意義のある取組ですが、その作成や使用に当たっては、安全性を十分に考慮するとともに、初めて使用する自作用具の場合は、その使用前に、複数の教職員による安全性の点検・確認をお願いします。

2 運動会、体育祭等で実施される組体操について

組体操については、これまでも安全性の確保について依頼してきたところですが、「組体操等による事故防止について」（平成28年3月25日付け事務連絡）及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）も踏まえた適切な安全対策を確実に講じられない場合には、組体操の実施を厳に控えるようお願いします。

また、安全対策については、学校の判断のみに委ねるのではなく、教育委員会等において安全対策の内容を把握するとともに、その妥当性や確実な実施の可能性について責任を持って確認するとともに、必要に応じて学校への指導助言をお願いします。

3 体罰やハラスメントの根絶について

昨年度においても部活動等での体罰が発生しており、体育活動中の体罰やハラスメントについては、引き続き、根絶に向けた取組の徹底が必要です。

「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）等において示しているとおり、殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではありません。

学校においては、全教職員をはじめ、学校の体育活動に関わる全ての指導者に対し、体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有と、指導の徹底をお願いします。

(23) 水泳等の事故防止について

(令和2年4月28日2ス庁第68号 スポーツ庁次長)

(令和2年5月8日教体第199号 熊本県教育長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年4月7日に緊急事態宣言が出され、同月16日に緊急事態措置の対象区域が全国に拡大されたところです。

感染拡大防止については、政府や都道府県の方針・要請に従い、適切な対応に努めていただくとともに、海開きやプール開設等の可否について十分ご検討いただき、水泳等を実施する場合には、地域の感染状況を踏まえ、感染拡大防止策を十分に講じた対応をお願いします。

(参考：厚生労働省 HP 新型コロナウイルスについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin)

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところではありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております(別添1、2参照)。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」(平成19年3月文部科学省・国土交通省策定)(別添3)を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配意願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配意願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童・生徒等に対する指導等について」にも留意願います。また、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、今年度の学校教育における水泳の授業の取扱いについて、なるべく早期に別途、お示しする予定です。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあつては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】海上保安庁ウォーターセーフティガイド

https://www6.kaiho.mlit.go.jp/info/marinesafety/00_totalsafety.html

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

(24) 熱中症事故の防止について

(令和2年5月27日 元ス健字第1号 スポーツ庁健康スポーツ課長)

(令和2年6月1日教安第149号 学校安全・安心推進課長)

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいておりますが、別添1のとおり、昨年度も学校の管理下において5千件を超える熱中症事故が発生しており、児童生徒が死亡する事案も生じています。

また、特に、今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響により、学校再開直後から暑くなり始める時期を迎える学校もあることに加え、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要があります。

こうした状況に十分対処できるようにする観点から、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等について

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、学校施設の空調整備については順次進められているところですが、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられます。活

動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、適切に熱中症防止を図っていただくようお願いいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いします。

なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いをしてください。具体的な取扱いは、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）（参考）で示している内容を御参照願います。

2. 「熱中症予防強化月間」における取組について

政府においては、国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症に罹る人が急増する7月及び8月を熱中症予防強化月間と定め（予定）、国民や関係機関への周知等を強化し、熱中症予防の取組を推進しているほか、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、令和2年度は4月17日から10月30日まで熱中症予防サイトにおいて暑さ指数を情報提供しています。

各教育委員会等におかれては、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂環境省）及び上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、その趣旨を踏まえ熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

3. 夏季における休業日等の取り扱いについて

夏季における休業日等については、別添2の関連規定を踏まえ、次の(1)から(3)までを参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

- (1) 今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりすることが考えられるが、各学校及び各学校設置者の検討に当たっては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無に合わせた活動内容の設定等にも留意し、児童生徒等の健康確保に十分配慮すること。
- (2) 検討に当たっては、2. に記載の資料及び本通知末尾の【参考】に記載の資料等も

参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。 (※以下参考資料)

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>)
- ・「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂 環境省）
(http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)

○文部科学省

- ・令和2年5月21日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
(https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf)
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂）
(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「熱中症対応フロー」（ポスター）（平成31年3月）
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx)
- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書（平成26年3月）
(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx)

（25）夏山登山の事故防止について

（令和2年7月20日 2ス庁第238号 スポーツ庁次長）

（令和2年7月22日教体第457号 体育保健課長）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、本格的な夏山シーズンにおいても、依然として遭難事故が多く発生しております。

登山における遭難事故は天候に関する不適切な判断、不十分な装備、体力的に無理な計画の立案などに起因することが多いことから、リスク管理の観点から事故防止を図るための万全の措置を行うことが必要です。

また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登る山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙参考資料「夏山登山の警告文」等を参考として、関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止については、政府や都道府県の方針・要請に従い、適切な対応に努めていただくとともに、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会登山医科学委員会が「登山再開に向けてのガイドライン」を作成しておりますので、本ガイドライン等を参考にするようお願いいたします。

参考1：日本山岳・スポーツクライミング協会 HP「登山再開に向けてのガイドライン」

https://www.jma-sangaku.or.jp/information/detail.php?res_id=1591866838-909647

参考2：文部科学省 HP「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

参考3：厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

（26）冬山登山の事故防止について

（令和2年12月1日 2ス庁第490号 スポーツ庁次長）

（令和2年12月8日 教体第798号 体育保健課長）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、近年、冬山登山者が年々増加している中、冬山における山岳遭難者数は増加傾向にあります。さらに、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

スポーツ庁においても、過去の遭難事件事例及びその発生原因、スポーツ事故・外傷・

障害の防止に関する知識等の理解を深めるため、登山部顧問などのスポーツ指導者等を対象としたスポーツ施設等安全管理講習会（登山部顧問等安全登山講習会）や、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所の主催による安全登山指導者研修会等、冬山登山の事故防止に係る施策の一層の充実に努めてまいりますが、貴職におかれましては、別紙1「冬山登山の警告」及び別紙2「冬山登山の事故防止について」（平成29年12月1日付け通知）を関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、関係機関・団体及び関係者との密接な協力の下、全ての登山者及び登山関係者の冬山登山における事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

なお、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第1学年から第3学年までに属する生徒（以下「高校生等」という。）の冬山登山については、昨年度、別紙2のとおり、原則として行わないよう、適切な対応をお願いしております。貴職におかれましては、別紙2を踏まえ、引き続き適切な対応をお願いいたします。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、政府や都道府県の方針・要請に従い、適切な対応に努めていただくとともに、「山岳遭難対策中央協議会からの情報発信について」（令和2年8月7日付け事務連絡）にて情報をまとめておりますので、参考にしていただくようお願いいたします。

参考1：スポーツ庁 HP「山岳対策協議会からの情報発信について」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00016.html

参考2：文部科学省 HP「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理」
マニュアル～「学校の新しい生活様式」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

参考3：厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin

都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。）並びに域内の指定都市を除く市区町村に対して、指定都市市長におかれては、所管の関係部局・機関・団体に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

2 本県の通知・通達

(1) 水泳、登山等の野外活動における事故防止について

(昭和41年6月18日 教体第607号 県教育長)

このことについては、すでに機会あるごとに通達したところではありますが、例年なお、水泳登山等の野外活動による事故が多発していることにかんがみ、従来にもましてその指導に万全を期する必要があると思います。

つきましては、別紙留意事項を参考とされ、事故を未然に防ぐよう指導を強化するとともに、関係機関および地域社会の協力を求め、事故防止について遺憾のないよう御指導願います。

(別紙)

水泳、登山等の野外活動における事故防止に関する留意事項

1 水泳について

(1) 学校などで海、河川、湖、沼で水泳指導を実施する場合には、責任者及び指導者は、次の諸点に留意して、指導の適正を期すること。(プールを使用する場合もこれに準じて行うこと)

ア 水泳場の選定にあたっては、必ず水中に入って水底の状況、水の流れ等について事前調査を行ない、安全な場所を選ぶこと。

この際、警察署、保健所等の関係機関や地域の協力を求めるとともに、実施にあたっては、具体的な計画をこれら機関や参加者の家庭に連絡しておくこと。

イ 引率や指導の担当者の選定にあたっては、水泳指導の経験や能力に応じて指導係、施設係、監督係、連絡係、救助係等の責任分担を明確にすること。

なお、水泳指導の担当者は救助法(特に人工呼吸法その他必要な技能を含む)について習熟しておくことが必要である。

ウ 毎日の練習区域の設定は、そのつど水中調査をして決定し、その区域には「旗」「たる」「ブイ」等によって標示するとともに、境界の要所には監督員を配して監視にあたらせること。なお、救助用具、救急薬品等を準備することが必要である。

エ 水泳の参加者の決定にあたっては、事前にならぬ健康診断を行ない、医師の指示に従って不適者は参加させないこと。

オ 水泳の開始前と終了後には、かならず呼名点呼をするとともに、練習中でもときどき人員点検を行なって確実に人員を掌握すること。

カ 常に参加者の健康状態を観察し、疲労、疾病等の徴候の早期発見につとめ、異常がある場合には、水泳を禁止し、医師の診断を受けさせるなどの処置をすること。

キ 水泳中は常に指導者を中心として規律ある行動をとらせること。

ク 非常の場合の連絡計画を立て、それを参加者にも熟知させること。

(2) 児童生徒が個人やグループで水泳を行なう場合は、次の水泳心得を守るように、児童、

生徒及び家庭に対し、その周知徹底をはかること。

ア 健康を害している場合はもちろん空腹時や疲労時や激動の直後、月経等のときは泳がないこと。

イ 水泳に行くときはかならず水泳の経験に富むおとなと同行し、事前に行先、帰宅の予定時刻、同行者を家庭に知らせておくこと。

ウ 危険な場所、不潔な場所または未知の場所では絶対に泳がないこと。

エ 水にはいる前には、かならず準備運動を行ない徐々に水にはいること。

オ 一人ではなれて泳がないこと。

なお海で泳ぐ場合は胸ぐらの深さのところを岸に平行して泳ぐこと。

カ 長時間つづけて水にはいらぬこと。

キ 炎天下では、日射病の予防に注意すること。

ク 飛び込みを行うときは、水深、水中の危険物の有無を確かめてから飛び込むこと。

ケ けいれんを起こしたとき、危険なとき、おぼれた人を見たときは大声で知らせ、近くの助けをもとめること。

コ 水泳後は真水でからだを洗い、洗眼すること。

2 登山について

(1) 学校において登山を実施する場合は、次の諸点に留意し、指導の適正を期すること。

また、学校の計画以外で児童生徒が登山を行なう場合についても、これらの諸点に留意させるようじゅうぶんに指導すること。

ア 登山の実施にあたっては、かならず登山の経験に富む者を同行すること。

イ 登山計画の立案にあたっては、参加者の性別、技術、体力などをじゅうぶんに考慮して目的地を選定し、できるだけ現地の事前調査を行なうこと。

ウ 常に最悪の状態を予想して食糧装備等の万全を期すること。

エ 事前に健康診断を行ない、医師の指示に従って参加させること。

オ 気象庁の長期予想を参考とし、また気象注意報、気象警報の発せられているときは、登山を見合わせ、もし行動中に暴風雨等に遭遇した場合は計画を中止するか、または、変更して体力の消耗をさけ、天候の回復を待つこと。

カ 事前に登山計画をもよりの駅、警察署、山小屋等に提出し、登山口等における登山者名簿には必ず記入すること。

キ 行動中はとくに統制をとり、指導者またはリーダーは参加者の健康状態を観察し、疲労している者があるときは、日程を強行しないこと。

ク 下山後は地元の警察署その他に必ず連絡すること。

3 学校においては、実施する場合次の諸点に留意して指導の適正を期すること。

また、学校の計画以外で児童生徒がこれらを行なう場合についても、これらの諸点に留意されるようじゅうぶんに指導すること。

- ア キャンプ、サイクリング、野外旅行の実施にあたってはこれらについての経験に富む者を同行すること。
- イ 計画の立案にあたっては参加者の性別、体力、経験等を考慮して余裕を残した無理のない計画を立てること。
- ウ 事前に現地についての調査をじゅうぶんに行ない、とくにキャンプ地の選定にあたっては、できるだけ教育委員会の関係機関、団体で指定するキャンプ場の中から選ぶこと。
- エ 事前に必ず健康診断を行ない医師の指定に従って不適者は参加させないこと。
- オ 事前に準備会を開き、携行品、役割分担等の打合せを充分に行なうこと。
- カ 行動中は特に統制をとり、指導者またはリーダーは参加者の健康状態を観察し、疲労疾病の早期発見に努めること。
- キ 天候の急変、事故の発生の場合は、計画の変更、学校家庭への連絡など適切な措置を講じて無謀な行動は避けること。
- ク 非常の場合の連絡計画をあらかじめ立てておくこと。

(2) 長期にわたる休業中における学校行事等の実施および冬休みにおける児童生徒の指導について

(昭和47年11月18日 教指第855号 県教育長)

このことについては、例年格別の指導がなされているところであるが、社会教育活動の拡充とあいまって長期休暇中における学校行事のあり方については、その精選とともに学校教育活動としての位置づけが明らかにされる必要があると考えられる。

また冬休みにあつては、児童生徒にとってクリスマスや正月等楽しい行事もあり、また同級生や友人間の交流も多く、これらにともなう解放感と年末年始における社会や家庭の繁忙にまぎれて、ともすると生活が乱れやすくなる時期である。

さらに一部は進学、就職等の進路問題に関する悩みや、校外生活における諸活動に起因する問題行動等の発生も特に予想されるので、各学校においては全教職員による指導体制の強化に万全を期するとともに、青少年保護育成機関との連携、および家庭との緊密な連絡をはかり、ひとりひとりの児童・生徒についても適切な指導を行ない、特に下記事項についてはじゅうぶんな配慮のうえ、指導の徹底を期せられたい。

なお、各高等学校にあつては、昭和46年6月30日付け教指第433号「高等学校における生徒指導について」(通達)をじゅうぶん参照のうえ、生徒指導の徹底をはかられたい。

記

1 長期にわたる休業中における各種学校行事等の実施について

長期にわたる休暇(春、夏、冬)において、学校が計画し実施する各種の教育活動を実施するにあたっては、熊本県立学校管理規則第5条および熊本県小中学校管理規則(準則)

に従って設けられている 熊本県市町村立小中学校管理規則によって実施すること。

なお、計画実施にあたっては、じゅうぶんな安全管理と教育的配慮に基づき実施することはもちろんであるが、年度当初もしくは学期当初において計画立案し、学校教育計画の中に明確に位置づけること。

2 冬休みにおける児童・生徒の指導について

以下省略

(3) 児童・生徒の事故防止について

(昭和53年8月29日 教体第415号 県教育長)

このことについては、かねて十分指導されているところではありますが、それにもかかわらずしばしば悲惨な事故が発生していることは、まことに遺憾であります。

ついては、長期休業後、児童・生徒は心身共に弛緩の傾向にあり別表の通り二学期は、年間を通して事故発生率の高い時期でもあるので、事故防止については細心の注意をはらい特に下記事項について強力な指導の徹底をはかるよう願います。

記

1 学校行事等の安全指導

- (1) 学校行事等の実施にあたっては、指導を十分行い、指導の徹底をはかること。
- (2) 特に危険を伴う場合は、細心の注意をはらい十分指導を行うこと。

2 安全点検

- (1) 事前に安全点検を実施し、万全の措置を講じること。
- (2) プール等の事故発生のおそれのある場所については、特に点検を行い、防護さく、ふた、排水口の安全装置、危険表示の掲示板等関連の整備を行うこと。

3 交通事故防止

- (1) 児童・生徒の交通安全指導は十分行い、PTA などを通じて家庭にも指導の趣旨が徹底するよう配慮すること。
- (2) 高等学校生徒の二輪車による事故は依然として本年も多発しているので、さらに事故防止について指導の徹底をはかるとともに、二輪車安全講習会等を積極的に計画し実施すること。

(4) 児童生徒の冬山登山などにおける事故防止について

(昭和54年1月19日 教指第966号 県教育長)

このことについては、昭和53年12月1日付け教指第861号「二学期末及び冬季休業中における児童・生徒の指導について」及び昭和53年12月19日付け、教体第587号「冬山登山の事故防止について」ですでに通知し、各学校においては、対応が図られている

ところですが、今回、中学生の冬山遭難という事故が発生し犠牲者が出たことは、誠に遺憾であり、さらに、生徒指導の徹底が痛感されます。

については、下記事項に留意して、学校における生徒指導のあり方を再点検するとともに、事故防止に対する地域や学校の実情に即した具体的方策を講じ、特に学校と家庭との連絡を強化して、事故の防止に万全を期するよう配慮願います。

記

- 1 学校のきまりを必ず守るよう指導を徹底すること。
- 2 日常、児童・生徒の理解と、その行動の把握に努めること。
- 3 登山など危険が予測される場合については、安全面に細心の注意をはらい、保護者や指導者の参加のない児童・生徒だけの計画や実施は認めないこと。
- 4 地形や気象条件のきびしい冬山登山については、児童、生徒の心身の発達段階から無理を生ずるので、原則として行わないこと。なお、その他野外活動については、別添資料を参照し、計画的な指導の充実に努めること。
- 5 自然に親しみ、たくましい心身を育成する健全な野外活動については、そのあり方について認識を新たにするとともに、家庭への啓蒙を十分図り、周到な指導と配慮のもとに積極的に振興を図ること。

(5) 児童・生徒の体育授業等の事故防止について

(平成4年6月17日 教体第373号 県教育長)

このことについては、かねてより十分指導されているところではありますが、去る5月28日小学生が雲梯から落下して死亡する事故が発生したことは、まことに残念なことであります。

については、今後、体育授業等において事故が起きないように、下記のことについて指導の徹底を図るようお願いします。

なお、各教育事務所長にあつては、管内市町村教育委員会を通じて各学校に対し、また、熊本市教育委員会にあつては、管内各学校に対し、趣旨の徹底が図られるよう指導願います。

記

- 1 体育施設・用具及び遊具の安全点検の徹底を図ること。特に、サーキットコースやアスレチック等のある学校では、個々の施設等の点検を行い、不備な点があれば早急に善処すること。
- 2 体育施設・用具及び遊具の使用にあたっては、使用目的に沿い、学年、体力、運動能力に応じて、児童生徒一人一人が安全に活動できるよう指導すること。
- 3 事故・災害が発生した場合は、適切な救急処置と連絡がとれるよう体制を整えておくこと。

(6) 児童・生徒の体育的活動における事故防止について

(平成7年5月12日 教体第275号 県教育長)

このことについては、かねてから十分指導いただいているところですが、依然として児童・生徒の不慮の事故が続発していることは、誠に憂慮すべきことであります。

児童・生徒の事故防止については、「児童・生徒の事故防止について（昭和53年8月29日教体第415号）」及び「児童・生徒の体育授業等の事故防止について（平成4年6月17日教体第373号）」で通知していますが、さらに下記事項に配慮のうえ、児童・生徒の体育的活動中における事故防止に万全を期されるようお願いします。

なお、各教育事務所長にあつては、管内市町村教育委員会を通じて各学校に対し、また、熊本市教育委員会におかれては、管内各学校に対し、趣旨の徹底が図られるよう指導願います。

記

- 1 活動に当たっては、児童・生徒の健康状態を十分把握して行うこと。
- 2 指導に当たっては、児童・生徒の経験や能力及び体力等に応じ、無理のないような活動が行われるよう配慮すること。
- 3 部活動は、学校管理下において行われる活動計画に基づき、あらかじめ当該部活動の指導を命じられた指導者の適切な指導のもとに行うこと。
- 4 特に危険を伴う場合や危険が予想される活動については、特段の措置を講ずることにより安全の確保に努めること。
- 5 日ごろから、児童・生徒自らが危険を予知し、回避できる能力や態度の育成に努めること。
- 6 事故が生じた場合に備え、救急管理体制を更に整備・点検すること。

(7) 体育の学習中の事故防止について

(平成12年8月21日 教体第748号 県教育長)

このことについては、各学校において十分指導されていることと思いますが、本年度1学期中の6月に、県立学校の授業中、1,500m走のタイム測定後において、また、7月には、熊本市立小学校の水泳の授業中において、相次いで児童生徒の死亡事故が発生したことは誠に残念です。

そこで、体育授業中の事故防止及び安全管理の徹底が一層図られるよう、特にカキについて指導願います。

記

- 1 授業に当たっては、児童生徒の能力・適正及び学習する内容や特性等に十分配慮した適切な指導を行うこと。特に、学習の内容に応じた十分な準備運動を行うとともに、活

動前、活動後の健康観察には、特段の配慮を行うこと。

- 2 当日の天候や気温、授業が行われる時間帯及び活動内容等に応じ、適当な休憩時間を設けるなど、疲労の回復に努めること。
- 3 見学をする児童生徒に補助的な監視者としての役目を与えたり、可能な範囲において複数の教員による監視を行う等して、安全のための監視体制の更なる強化に努めること。
- 4 万一の事故発生時における学校や地域の実態に即した対応システムの整備を図り、全職員への周知を徹底すること。
- 5 体育実技に関する各種の講習会や応急処置、心配蘇生法講習会等に積極的に参加し、指導者としての指導力の向上及び危機管理能力の向上に努めること。

(8) 体育の授業及び運動部活動における事故防止について

(平成14年7月2日 教体第503号 県教育長)

このことについては、日ごろから各学校において十分指導されているところですが、本年6月に、県立学校の運動部活動中及び熊本市立中学校の水泳の授業中において、生徒の尊い命が失われるという事故が発生したことは誠に残念です。

つきましては、事故防止に万全を期されるよう下記の事項に注意し、指導の徹底を図るようお願いいたします。

記

- 1 授業や運動部活動においては、児童生徒の能力・適正、学習及び活動内容や特性等に十分配慮すること。特に、活動前及び活動後の健康観察はもとより、活動中の身体の健康状態の把握に努め、活動内容等に応じて適切な休憩時間を設けたり、水分の補給にも配慮すること。
- 2 水泳の授業においては、天候や気温、水温及び時間帯等に十分配慮すること。また、見学をする児童生徒に補助的な監視者としての役目を与えたり、可能な範囲において複数の教員による監視を行う等して、安全のための監視体制の更なる強化に努めること。
- 3 授業や運動部活動においては、日常、養護教諭や学級担任等とも連携を図りながら、児童生徒の健康状況の把握に努めること。
- 4 児童生徒自らが、日ごろから事故に対する危険を予知し、回避できる能力や態度の育成に努めること。
- 5 万一の事故に備え、学校や地域の実態に即応した救急対応システムを整備し、全職員に徹底しておくこと。
- 6 体育の授業や運動部活動に関する講習会及び心配蘇生法講習会等に関係職員を積極的に参加させ、指導力向上及び危機管理能力の向上に努めること。

(9) 小学校における体育活動中の事故防止について

(平成24年11月15日 教体第956号 体育保健課長)

このことについては、かねてから十分指導されているところですが、先日、県内の小学校で、児童が運動部活動の準備中、移動式バスケットボールゴールのボードの高さを調節するため、ハンドルを操作しボードを上昇させていたところ、支柱が降下し、児童が重傷を負うという事故が発生しました。

については、下記のことには留意するとともに、「学校における体育活動中の事故防止等について」（平成20年4月23付け教体第170号）及び「運動部活動指導の手引」等を活用し、事故防止の徹底と安全管理に万全を期すよう、貴管内の各小学校（八代教育事務所は、養護学校を含む。）に周知願います。

記

- 1 同様の事故の再発を防止するため、移動式で、ボードの高さをハンドル操作で調節するバスケットボールゴールを使用している小学校においては、必ず職員がハンドル操作を行うこと。
- 2 運動部活動の活動においては、用具・練習場などの安全確認や予測される危険性の事前確認を行うとともに、安全な準備や練習の方法、自他の安全に留意する態度等を指導すること。
- 3 体育施設・設備の安全点検については、施設・設備の構造や機能、及び設置されている立地条件などを考慮して行い、必要に応じ、補修、取替え等、適切な安全対策を講ずること。
- 4 活動を行う際は、顧問等が必ずついて指導を行うこと。また、顧問等が出張等でその日全く指導できないときには、練習を中止にすること。
- 5 万一の事故発生に備え、緊急連絡網、救急体制を整備するなど万全の措置を講ずること。

(10) 児童生徒の事故防止及び水難事故防止の徹底について

(平成25年5月24日 教体第320号 体育保健課長)

このことについては、平成25年4月24日付け教義第101号「課業期間中の休業日等の生徒指導について」で通知したところですが、5月上旬、県内で他県の小学4年生男子児童が堰から水中に転落して死亡するという痛ましい事故が発生し、さらに、5月23日、県内の小学校で、帰宅後の小学2年生女子児童が、川に転落して溺れるという事故が発生しました。

つきましては、通知文の趣旨をあらためて徹底するよう貴管内の各小・中学校へ周知願います。また、平成24年6月11日付け教体第332号で通知した「水泳等の事故防止」を参考とし、教職員の危機管理意識を高め、事故防止の徹底と安全管理に万全を期すとともに、特に、水難事故防止に当たっては、下記について指導願います。

記

- 1 校区内、地域内の遊泳禁止区域や危険箇所について、児童生徒へ周知するとともに、これらの場所では絶対に泳がないこと、遊ばないことを徹底して指導すること。
- 2 水難事故防止については、機会あるごとに、保護者への啓発を積極的に行うこと。
- 3 海、堤防、河川、河口付近、側溝及び用水路等の水難事故発生のおそれのある場所については、関係機関・団体・地域及び保護者等との協力のもとに点検を行い、事故防止について、万全の対策を講じること。

なお、天候急変により危険が高まる可能性もあることを考慮すること。

- 4 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせるとともに、特に、児童については、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導すること。

(11) 体育活動中の事故防止について

(平成25年6月10日教体第397号 体育保健課長)

このことについては、日頃から十分指導されているところですが、平成25年5月19日に、他県で開催された体操の競技会で、練習中の体操器具の「つり輪」が破損し、選手が怪我をするという事故が発生しました。また、同年5月28日には、体育の授業中、ゴールを固定する措置がとられていないサッカーゴールが倒れて生徒が下敷きになる事故も発生しております。

つきましては、各学校における体育活動中の事故を未然に防止するため、用具や練習場などの体育施設・設備の安全点検を確実にするとともに、活動中はもとより、準備や後片付けにおける事故防止について指導願います。

なお、安全点検については、施設・設備の構造や機能及び設置されている立地条件などを考慮して行い、適切な安全対策を講ずるよう併せて指導願います。

(12) 学校における体育活動中の事故防止について

(平成27年5月14日教体第250号 体育保健課長)

このことについては、日頃から十分指導いただいているところですが、昨日、熊本市内の中学校において体育大会の練習中に、突風により飛んだテントが生徒を直撃し、負傷するという事故が発生しました。

つきましては、事故防止の徹底を図るために、下記について留意するとともに、安全管理に万全を期するようお願いします。

記

- 1 予測される危険性の事前確認や用具・練習場などの安全確認を行うこと。

- 特に、テントを設置する際には風等で飛ばされないように支柱を固定すること。
- 2 安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導を徹底すること。
 - 3 万が一に備えた救急処置や関係者への連絡などの救急体制を再確認すること。

(13) 体育活動中(含む運動部活動)における事故防止対策の徹底について

(平成30年11月20日 教体第1120号 県教育長)

このことについては、日頃から指導いただいているところですが、平成30年11月18日に県内の高等学校において、運動部活動中に硬式野球部員の頭部付近にボールが当たり、将来のある尊い命が失われるという大変痛ましい事故が発生しました。

つきましては、下記について、なお一層の徹底をお願いします。

記

1 安全指導・安全点検

- (1) 競技の特性や児童生徒等の実態に応じた指導計画を立案し、実施する等、安全面に十分配慮した指導に努める。
- (2) 日常的に、練習場所、使用器具の整備・点検に努め、児童生徒等にも安全確認の習慣化を図る。

2 事故発生時の対応

- (1) 各学校で作成した事故発生時の対応マニュアルを全職員で再確認する。
- (2) 児童生徒にも応急手当に関する指導を行う。

3 参考資料等の活用

次の参考資料等を活用しながら、事故防止対策を見直し、必要な改善を行うこと。

- (1) 「スポーツ事故防止ハンドブック」(平成27年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- (2) 「運動部活動指導の手引」(平成27年4月 熊本県教育委員会)
- (3) 「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月 文部科学省)

(14) 学校における紫外線対策について

(令和2年5月28日教体第260号 体育保健課長)

このことについては、多くの学校で日頃から適切な対応をとっていただいているところですが、下記参考資料に、長年紫外線を浴び続けると重大な健康被害を引き起こす場合が示されています。

今後、薄着等で屋外の活動をしたり、肌を露出したりする機会が増えるこの時期は、特に対策が必要です。

つきましては、下記のとおり、この時期の紫外線対策を適切に講じるようお願いいたします。

記

- 1 日差しが強い時は、帽子をかぶる、衣服を調節する、テント（常設）や木陰を利用するなどの配慮をする。
- 2 紫外線が強い時間帯での長時間の活動は、できる限り避けるようにする。
- 3 肌の露出が多い活動等では、紫外線の影響を特に受けやすいことから、日焼け止めクリーム等を効果的に活用する。
- 4 アレルギー体質や皮膚の弱い乳幼児及び児童生徒については、家庭と連携し、長袖長ズボンの着用や日焼け止めクリームの使用など十分な対応をとる。
- 5 次の参考資料等の情報を積極的に活用する。

<参考資料>

・「紫外線環境保健マニュアル2015」

(<https://www.env.go.jp/chemi/matsigaisen2015/full.pdf>)

・「学校における水泳プールの保健衛生管理（平成28年度改訂）」（公益財団法人 日本学校保健会 平成29年3月）

・「気象庁ホームページ：防災情報→紫外線情報」(<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

（15）熊本県立学校管理規則

（事故報告）

第27条 職員、生徒、児童その他の学校に関する事故が発生したときは、校長はすみやかに委員会に報告しなければならない。

（様式）

	番	号
	年	月
		日
熊本県教育委員会 殿		
	職 名	名
印	氏	
	事 故 報 告	
	本校において下記のとおり事故が発生しましたので管理規則第27条の規定により、報告します。	
	記	
1	事故発生年月日	
2	事故発生場所	
3	関係者氏名	
4	事故の経緯（詳細に記入すること）	
5	学校のとった処置（具体的に記入すること）	
6	校長の反省	